

様式第 1 号 (第 3 条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	保有個人情報の訂正の請求に対する決定		
根 拠 法 令 名	大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)	(条項)第 35 条第 1 項	
基 準 法 令 名	大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)	(条項)第 33 条	
所 管 部 署	政策調整部 市政情報課		
標 準 処 理 期 間	請求書を受理した日の翌日 から起算して 30 日以内	法 定 処 理 期 間	請求書を受理した日の翌日 から起算して 30 日以内
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 _____ 】</p> <p>・掲載図書等【 _____ 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[保有個人情報の訂正基準]</p> <p>保有個人情報の訂正基準は、大津市個人情報保護条例第 33 条に規定するとおり、当該訂正請求に理由があるかどうかを基準とする。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市個人情報保護条例 (平成 16 年条例第 1 号)</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第 35 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>[基準法令]</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第 33 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>			